

## 輸血を拒否される場合の当院の診療指針に関して

当院では患者様の救命治療を最優先し、相対的無輸血を行います。宗教上の理由などにより輸血を拒否される場合以下の指針に従って対応いたします。

- いかなる場合に関しても絶対的無輸血を行わず、緊急時には同意なく輸血を行う場合があります。

直ちに輸血を行わなければ患者様の生命に危険が及ぶ場合、救命を優先して患者様、ご家族の同意なく輸血を行います。また容態の急変などにより緊急手術、治療が必要と判断される場合には輸血拒否において手術、治療の同意が得られない場合でも処置を開始し、必要に応じて輸血を行います。

- 患者様が持参される免責証書、その他名称を問わず絶対的無輸血治療を実施する内容に関する一切の文章に対しては、医師は署名いたしません。

- 相対的無輸血治療に同意いただけない場合は転院をお勧めいたします。

医師により治療・手術における輸血療法の必要性について説明を聞いた上で、絶対的無輸血を希望される場合には転院をお勧めいたします。

- 15歳未満の患者様や本人の意思確認が出来ない15歳以上の患者様(医療に関する判断能力が無い場合)に対しては、適正な輸血療法を実施いたします。

※ 相対的無輸血・・・患者様の意志を尊重し、できる限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段が無い場合には輸血を行う治療。

※ 絶対的無輸血・・・いかなる場合でも輸血を行わず、輸血により救命できる可能性があっても輸血を行わない治療。

医療法人社団 三思会 くすの木病院  
院長 高木 均